

ろくべん館前敷地造成実施に伴う工事に関する確認書

大鹿村（以下「甲」という）の計画する、ろくべん館前敷地造成について、東海旅客鉄道株式会社（以下「乙」という）は、乙の施行する中央新幹線建設に伴う発生土の有効活用、並びに村内外へ通行する発生土運搬車両の減少による生活・環境への影響低減に資するため、当該計画に協力することとし、本確認書において、当該計画に必要な工事（以下「工事」という）に関する事項について、以下のとおり相互に確認を行う。

（目的）

第1条 甲の計画するろくべん館前敷地造成に係る工事の実施に関して相互に確認することを目的とする。

（工事の内容）

第2条 工事の実施個所は別紙1のとおりとし、工事の内容は盛土造成（以下「造成」という）とし、別紙2を基本とする。

2 工事の工程は別紙3を基本とする。

3 工事の内容、実施個所、工程に変更が生じる場合は甲、乙で対応を協議し処理するものとする。

（役割分担）

第3条 造成は、乙が行うものとし、費用は全額乙の負担とする。

2 造成の詳細については、工事着手前までに甲、乙で確認するものとする。

（発生土の活用）

第4条 造成に使用する盛土材料は発生土を甲が無償で引き受け、活用するものとする。

2 発生土の受入量は、締固め土量で約0.5万 m^3 を予定している。

（土地の使用等）

第5条 乙は、工事の施工中、甲の所有地及び甲が河川管理者から占用する土地を無償で使用するものとする。

2 甲は、工事の施工中に必要な河川占用料を負担するものとする。

(工事完成後の引渡し)

第6条 乙は、工事の完成後、甲の確認を受け、工事に係る図書、その他関係資料、造成盛土を甲に引渡すものとする。

2 前項の詳細については、甲、乙で協議し処理するものとする。

(行政上の手続き等)

第7条 工事に必要となる河川法、砂防法の法令手続き等、行政上の諸手続き及び第三者との協議等は甲が行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

(苦情等の処理)

第8条 工事に伴う第三者からの苦情等の処理は、原則甲が行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

(損害の負担)

第9条 工事に伴い生じた損害の負担については、甲の責めに帰する場合を除き、乙が負担するものとする。

(公開)

第10条 第三者より本確認書の公開を求められた場合は、甲、乙の双方で対応を協議し処理するものとする。

(有効期限)

第11条 本確認書の有効期限は、本確認書締結の日から乙が行う工事が完了し、甲への引渡しが完了するまで、効力を有するものとする。ただし前条については本確認書の有効期限終了後も有効とする。

(その他)

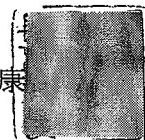
第12条 本確認書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は甲、乙で対応を協議し処理するものとする。

本確認書を証するため、本書を2通作成し、各々が署名捺印のうえ各自1通保有する。

平成30年 7 月 2 日

甲 長野県下伊那郡大鹿村

村長 柳 島 貞 康



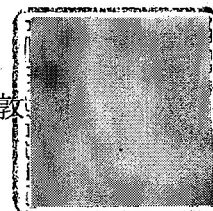
乙 東海旅客鉄道株式会社

中央新幹線推進本部

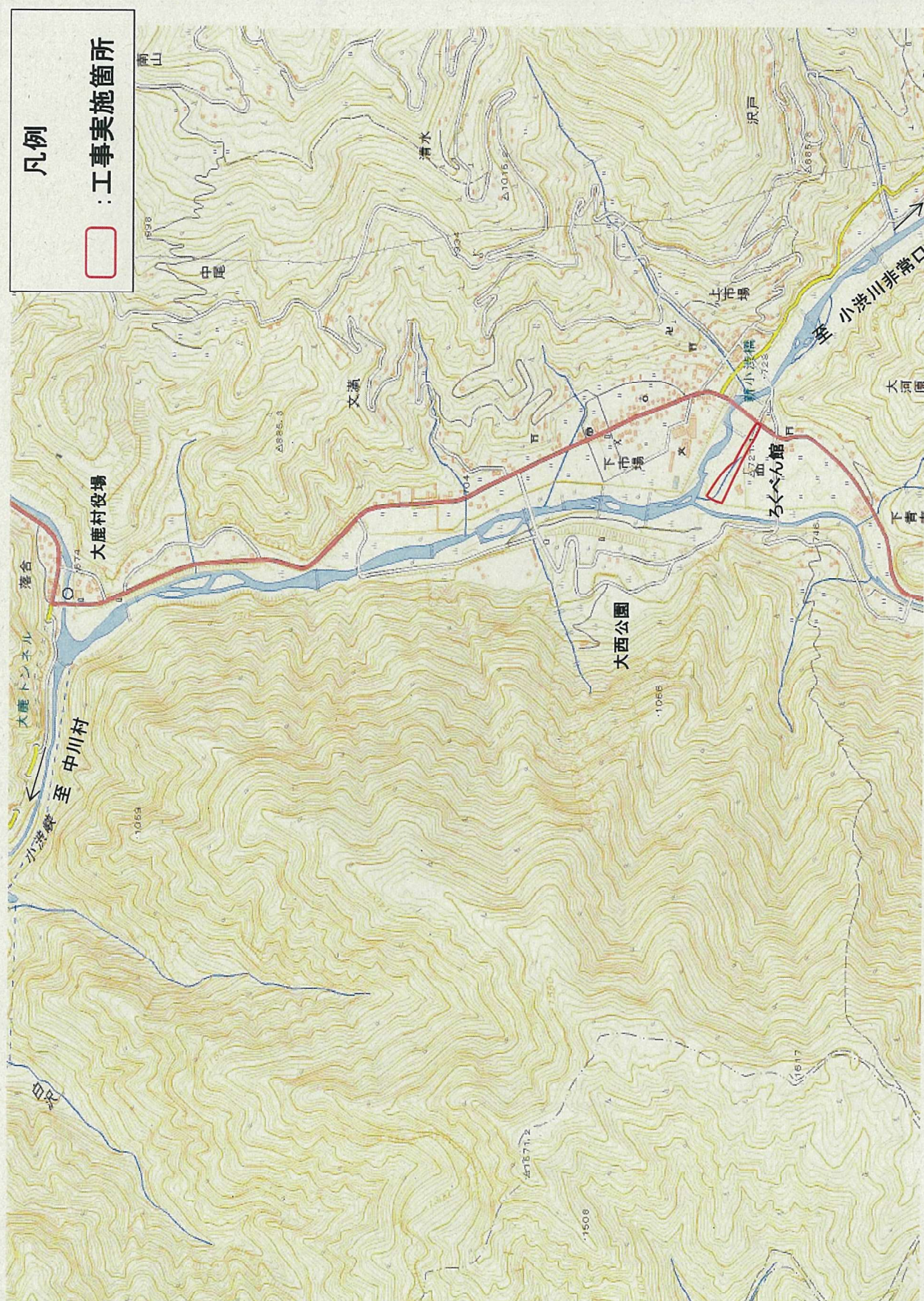
中央新幹線建設部

名古屋建設部

部長 本 田 敦

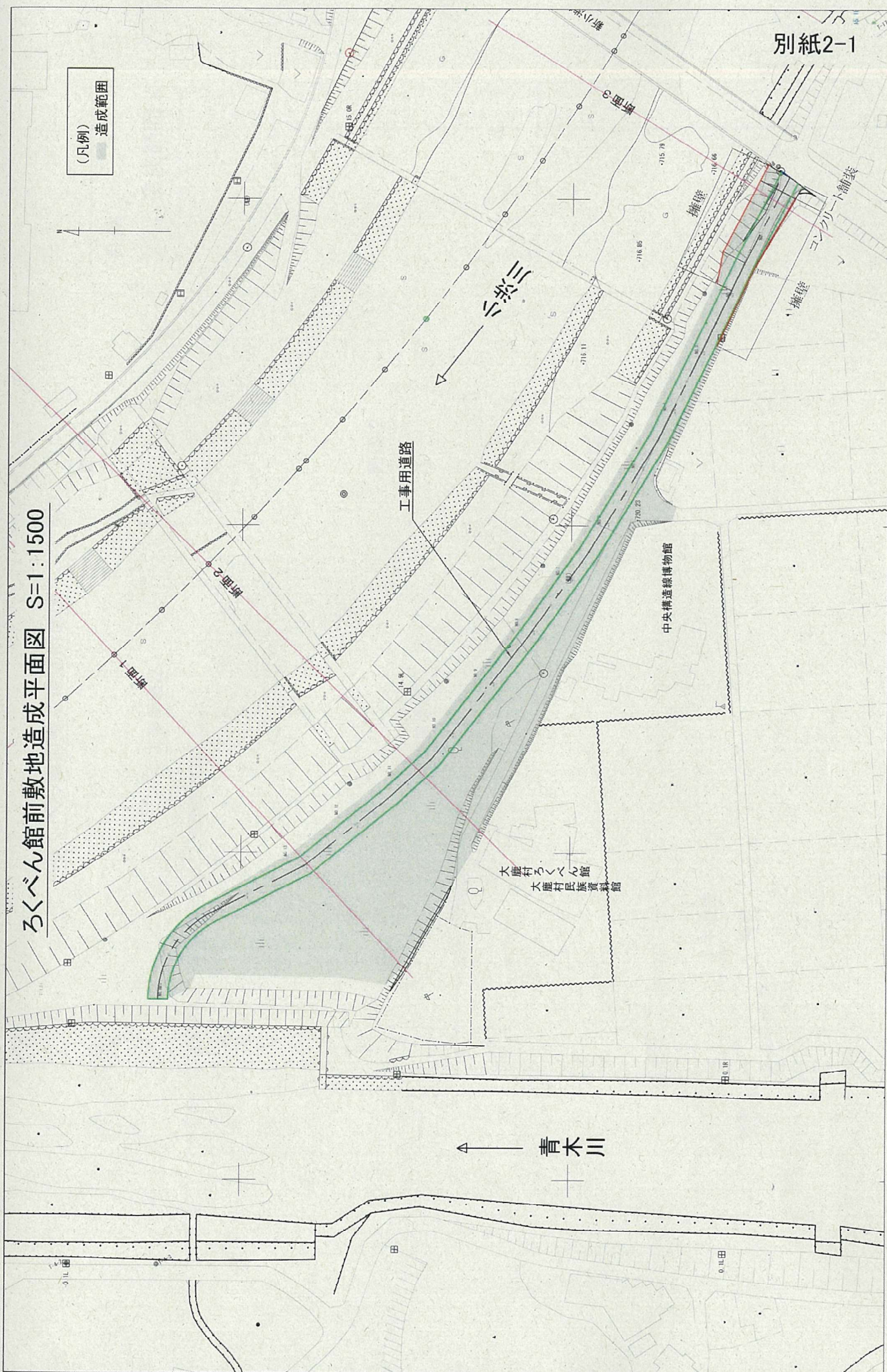


平面图



ろくべん館前敷地造成平面図 S=1:1500

(凡例)
造成範囲



ろくべん館前敷地造成断面図 S=1:600

断面 1

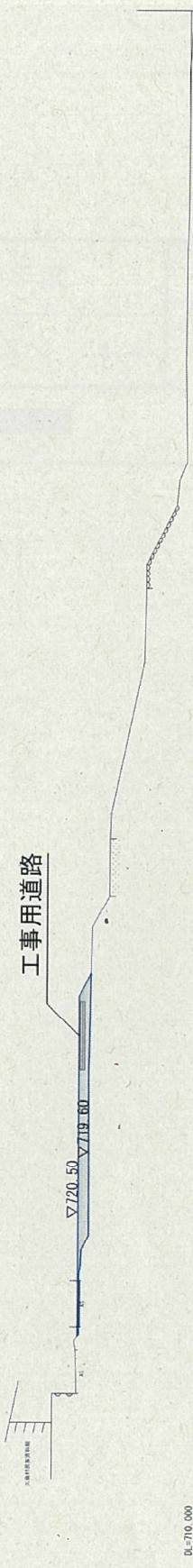
(凡例)
 造成範囲

工事用道路



断面 2

工事用道路



断面 3

工事用道路

擁壁

擁壁



工程表

項目		平成30年度				備考
		1/4	2/4	3/4	4/4	
	盛土造成					